官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一三一）　一
〔その他告示〕
○肥料を登録した件（農林水産一一九一、一一九二）　二
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境四）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について（農林水産省）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　三七
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第百三十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月十八日　厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～四十九　（略） 五十　Ｎ－イソブチル－五－メトキシトリプタミン及びその塩類 五十一～百二十四　（略） 百二十五　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－二－（四－イソブトキシベンジル）－五－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 百二十六　（略） 百二十七　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－二－［四－（二－フルオロエトキシ）ベンジル］－五－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 百二十八～百三十三　（略） 百三十四　Ｎ・Ｎ－ジエチル－四－（フェロセンカルボニル）－七－メチル－四・六・六ａ・七・八・九－ヘキサヒドロインドロ［四・三－ｆｇ］キノリン－九－カルボキサミド及びその塩類 百三十五～三百六十九　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～四十九　（略） （新設） 五十～百二十三　（略） （新設） 百二十四　（略） （新設） 百二十五～百三十　（略） （新設） 百三十一～三百六十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。